⑽　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑾　本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

⑿　本工事は、平成30年３月１日適用の新労務単価を適用して予定価格を積算しており、入札にあたっては新労務単価を適用して見積もった価格で入札すること。

２　競争参加資格要件等

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体又は経常建設共同企業体、特定建設工事共同企業体であること。

なお、特定建設工事共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格の認定を受けていること。

⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑶　東北森林管理局における平成29・30年度一般競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営に関する客観的事項の総合評点（客観点数）が1,150点以上であること。

なお、特定建設工事共同企業体として本競争に参加を希望する場合の代表者にあっては、上記点数が1,150点以上、構成員にあっては1,000点以上であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続法開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成14年４月１日以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：治山関係事業における海岸防災林復旧工事等の海岸工事であること。

⑹　次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

①　１級若しくは２級土木施工管理技士の資格を有する者又は、次のいずれかに該当する者。

ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

イ　技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は建設部門又は農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」、「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

ウ　これらと同等の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

②　平成14年４月１日以降に、上記２の⑸に掲げる同種の工事経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上のものに限る。）。

なお、各森林管理局・署等発注の工事でかつ、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が65点未満のものは実績と認めない。

③　監理技術者が必要となる工事にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に３ヶ月以上ある者。

⑤　特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち１人が上記の要件を満たしていること。

⑺　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下、「申請書」という。）及び技術提案書（以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年６月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　各森林管理局・署等が発注した森林土木工事で、次のすべての事項を満たしていること。

①　平成27年度から平成28年度の過去２年度に完成・引渡しが完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。

②　平成28年４月１日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。

③　特定工事建設共同企業体又は経常建設共同企業体にあっては、当該特定建設共同企業体又は経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は「株式会社森林テクニクス」である。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑾　次の事項に該当しない者であること。

①　不誠実な行為の有無　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。

②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。

③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない等。

④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

⑿　当該工事の施工計画に係る技術提案書等が適正であること。

その記載内容が適正でない（未記載を含む）場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

⒀　当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（ＣＤ―Ｒ等による配布等）での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

⒁　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成20年３月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒂　以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出。

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出。

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出。